

豊橋市監査公表第21号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和4年3月31日

| | |
|---------|------|
| 豊橋市監査委員 | 古池弘人 |
| 同 | 朝倉茂 |
| 同 | 星野隆輝 |
| 同 | 二村真一 |

定例監査の結果について

第1 監査の対象

上下水道局

〔総務課、営業課、浄水課、水道管路課、下水道施設課、下水道整備課〕

第2 監査の期間

令和4年1月4日～令和4年2月24日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、上下水道局の所管する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び経営に係る事務事業について重点事項を抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているか、また、経済性が発揮されているかどうか主に主眼をおいて監査を実施した。

第4 監査の結果

上下水道局の所管する事務処理について、抽出した予算執行事務及び事務事業並びに施設・設備の維持管理状況を監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において次のとおり改善又は留意すべき事項が見受けられた。

指摘事項

1 専決事項について

上下水道局収納業務等包括業務委託の検査報告書において、専決権者まで報告していない事例があったので、上下水道局処務規程にのっとり、適正な事務処理をされたい。

意見

1 委託業務仕様書について

上下水道局収納業務等包括業務委託仕様書において、債権管理業務として「納付相談の実施及び誓約書の徴収」及び「訪問等による催告」と表記しているが、弁護士法第72条の非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止に抵触しているとの誤解を招くことのないよう業務範囲を明確に記載するなど適切な表記に努められたい。

2 業務委託契約について

水道管劣化予測データ作成業務委託契約において、契約書に再委託の手続等に関する規定がなく、権利義務の譲渡等に関する規定を根拠に再委託の承認手続を行っていたので、再委託の制限及び再委託が必要な場合の承認手続について契約書に規定するなど、適切な事務処理に努められたい。